

## 電気事業施行規則

(供給計画の届出)

※網掛け部分は改正案にて、特電・新電力も届出対象外とされている項目

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「供給計画届出者」という。）は、次の各号に掲げる事項（卸電気事業者にあつては第二号ホ及びへに掲げる事項を除く。）について当該各号に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

一 電気の供給振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この項において同じ。）についての事項

イ 年度別の最大電力の供給に関すること 初年度以降十年間

ロ 年度別の電力量の供給に関すること 初年度以降十年間

ハ 月別の最大電力の供給に関すること 初年度

ニ 月別の電力量の供給に関すること 初年度

二 電気工作物の設置及び運用についての事項

イ 使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関すること 初年度以降十年間

ロ 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 初年度以降十年間

ハ 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所であつて、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあつては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること 第十一年度以降

ニ 電気の取引（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この号において同じ。）に関すること 初年度以降十年間

ホ 初年度において実施する法第二十二条第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関すること 初年度以降十年間

へ 第二年度以降九年間において実施する法第二十二条第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関すること 第二年度以降九年間

2 前項の届出書には、次の書類（卸電気事業者にあつては、第一号イ及びロ、第四号並びに第五号の書類を除く。）を添付しなければならない。

一 前項第一号に規定する事項に関する次の書類

イ 供給計画届出者が自らの供給区域内において行う電気の供給（振替供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書

ロ 供給計画届出者が行う電気の供給（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の二の自社需要電力量想定書

ハ 様式第三十四の初年度における発電所別発電計画明細書

ニ 様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明細書

ホ 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書

二 前項第二号イに規定する事項に関する発電原価及びその内訳を記載した書類（既に添付されたものから変更がないもの、既に着工したもの、落札した供給条件に対応する発電所に係るもの及び出力一万キロワット未満の発電所であって、ダムを伴わない水力発電所（前項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川の流況に変化が生じないものに限る。）、火力発電所、燃料電池発電所、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所、廃棄物発電所又は全国的な電力系統に連系していない離島（沖縄本島を除く。）における発電所に係るものを除く。）

三 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類

四 初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類

五 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類

3 法第二十九条第二項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る前項各号の書類の変更の内容を添えて提出しなければならない。